

平成24年7月

暴力団排除条項の追加に伴うお知らせ

当秋田県信用組合は、平成19年6月に政府から公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)に基づき、暴力団を始めとする反社会的勢力との関係を遮断・解消に取り組んでおります。

この取り組みを強化するため、取引に係る各種取引規定に反社会的勢力との遮断に関する規定を追加させていただきました。

これからは、新たにお取引(預金口座の開設等)をお申込みいただく際には、反社会的勢力ではないことを表明し、確約していただきます。

また、お客様が反社会的勢力であることが判明した場合、当組合の判断により、お取引の停止または解約させていただきます。

なお、すでにお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、ご了承ください。

当組合では、政府指針などの趣旨を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断のための取り組みを積極的に推進してまいりますので、お客様にはこの取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上